

平成 2 1 年 5 月 2 9 日  
中部近畿産業保安監督部

## 保安管理業務に係る不適切事案の再発防止の指示について

中部近畿産業保安監督部は、北陸産業保安監督署管内で活動する電気保安法人において、低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置に関する解釈を誤ったために、電気事業法施行規則第 5 2 条の 2 第 2 号八に規定する保安業務担当者ごとの算定値が超過して同規則第 5 3 条第 2 項第 1 号に適合しなくなっていたこと及び同条第 2 項第 5 号に規定する点検頻度を満たしていなかったことを確認したことから、当該電気保安法人に対して、厳重に注意するとともに、今後このような事態が生じないよう、再発防止対策を指示しました。

電気保安法人とは、電気主任技術者免状の交付を受けている保安業務従事者を有し、電気事業法施行規則第 5 2 条の 2 第 2 号に定める要件を満たす電気保安管理業務を受託できる法人をいう。

### 【お問い合わせ先】

中部近畿産業保安監督部  
北陸産業保安監督署 担当：村山、中條  
電話：0 7 6 - 4 3 2 - 5 5 8 0（直通）